

公共放送ワーキンググループ（第15回） 議事要旨

1 日時

令和5年11月9日（木）16時00分～17時42分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

三友主査、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、
長田構成員、林構成員

(2) オブザーバー・出席者

日本放送協会（大草経営委員（常勤）・監査委員、根本理事）、（一社）日本民間放送連盟（堀木
専務理事）、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会（今城委員長、梅谷委員）

(3) 総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、
金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、後白同課企画官

4 議事要旨

(1) 今後の検討項目について

事務局から、資料15-1に基づき、説明が行われた。

(2) ヒアリング

日本放送協会から、資料15-2に基づき、説明が行われた。

(3) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【後白放送政策課企画官】

まず、山本主査代理よりお預かりしている御質問につきまして代読させていただきます。

（以下代読）

細かい点について、大きく2つ質問があります。

第1は、ラジオ放送の地域番組のネット配信についての質問です。

資料24ページに、ラジオ第1とFMについて、「らじる★らじる」で8局分を同時配信していると記載されていますが、25ページには、「大規模災害発生時には、通常の同時配信に加えて、地域放送の同時配信を実施することも可能」と記載されています。この2つの関係はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

また、28ページに地域放送のネット展開について、「費用対効果を踏まえた効率的・効果的な情報発信が行えるようお願いしたい。」と記載されていますが、地域番組の全てについて、同時配信、聴き逃し配信を実施すると費用が大きく増えるのでしょうか、あるいは地域番組へのニーズは必ずしも大きくないのでしょうか、費用やニーズについて具体的に教えていただければと思います。

そして、同じ箇所、「地域放送のネット展開については、・・・必ずしも同時・聴き逃し配信にこだわらなくても良いこともある。」と記載されていますが、これは具体的にどのような意味でしょうか。地域番組の同時・聴き逃し配信は必須業務化の対象外にしてほしいということでしょうか、あるいは大規模災害発生時のみは対象にしてもよいということなのでしょうか。

第2に、国際放送についての質問です。

51ページに、「地域により受信環境は様々であり、・・・必須業務化されても、今後とも適切な手段を選択し、テレビ・ラジオ・ネット全体で全世界に情報を伝達していきたい。」と記載されています。ネットシフトは世界的に進んでいると思いますが、テレビやラジオの放送波のほうが効果的な地域としてどのような地域を想定しているのでしょうか、そういった地域の特性の違い等について、NHKで把握しているものがあれば教えていただけないでしょうか。

【NHK根本理事】

まず、第1点目でありますけれども、24ページの8局分という部分は、ここは常時、放送と同時に配信を行っております。それに対しまして、大規模災害発生時は、通常は同時配信を実施しない局であっても、その状況に応じて臨時的に同時配信を実施しているという関係であります。

それから、2点目でありますけれども、地域放送のネット展開の件ですが、現在、8局の放送について実施しています同時配信は、全国放送の番組を含め、並行して配信しております。同じ方式で同時配信を拡大しますと、全く同じ番組を同じ時間帯で配信することにつながります。地域局の同時配信の実施にあたりましては、効率的に実施する方法について、工夫の余地があるのではないかと考えております。

それから、3点目ですが、費用の観点にも留意しながら実施するサービスを選択していく必要が

ある中で、現在のサービス内容となっている状況です。同時配信を全ての局で実施することは難しいですが、何らかの形でネットでも音声で御利用できるよう対応するという事で御理解いただければと思います。御議論にあたりましてはこうした状況にぜひ御配慮をいただければと思っております。

それから、国際放送の関係であります。ネットと放送がありますけれども、アジアなどに比べまして、南米、アフリカでは放送がよく見られているという状況がございます。

【三友主査】

ありがとうございました。

ただいまの御回答を山本主査代理のほうにお伝えいただきたいと思っております。場合によっては、また改めて御質問があるかもしれません。

【大谷構成員】

御説明いただいた内容につきまして、全部で3点ほど質問させていただければと思っております。

まず、衛星放送のところで、資料36ページだと思っておりますが、権利処理の課題を御指摘いただきました。なるほどと思わせていただいたところでありまして、地上波放送と区別して段階的に提供するという事は一定の合理性があるなというふうに感想としては感じたところです。ただ、当面のところ見送るということですが、ここでいただいた権利処理の課題というのは、時間が経過しても簡単に解決できるような課題ではないというふうにも考えられますので、一体、いつ頃にこの課題をどのように解決して、衛星放送も含めて対象にしていくのかといったことについてのお考えを聞かせていただければと思っております。

それから、2つ目の御質問ですけれども、国際放送に関して、国際戦略評価の概要につきまして、御説明いただきましてありがとうございました。構成員限りということで、ここで書かれている個別の内容についての御質問は差し控えたいとは思いますが、拝見したところ、どうして構成員限りにしなければいけないのか、ちょっと腹落ちしなかったもので、ちょっとその事情を教えてくださいと思っております。

最後のところで、強化・改善していくというふうには書いてあるんですけども、実際にこのような国際戦略評価をしていただいた結果として、どこにどんな弱みがあって、それをどのように強化・改善していきたいのかという、直近のところでの動向というか評価結果などがありましたら教えてくださいと思っております。

それから、3点目でございますけれども、ちょっとざっくりした質問になってしまうかと思いま

すけれども、51ページの資料のところ、伝えるべき情報が届いているかというのが大事というふうにおっしゃっていて、その考え方は私も共感できるところではあるんですが、そうしますと、伝えるべき情報が何かということと、それから伝えるべき情報が届いているということはどのように計測するのか、こういったところについて、やはりコンセンサスを得ておかないと、直ちに分かりましたというふうにはなかなか言いづらいと思っております、全ての情報ではないという基本的な理解に立ったとしても、じゃあ、伝えるべき情報はどこまでなのかといったことについて、お考えを聞かせていただき、それが届いているかどうかのリーチ方法の調査とかについての考え方も示していただければと思います。

【宍戸構成員】

4点、質問をさせていただきたいと思います。2点がガバナンス関係、2点が同時配信の範囲に関するものでございます。

1点目の御質問のガバナンス関係ですけれども、資料13ページから18ページまで拝見していった受ける印象としては、NHKのガバナンスの中核にある経営委員会について、理事おっしゃいましたように、視聴者代表としての議決機関であるという強い役割がおりになる一方で、全体として経営委員会からお示しいただいた回答の内容は、監督機関、執行部を監督する、それもどちらかといえば受動的に御連絡があったら対応するという側面が出てきているように思います。つきましては、この場でこれまで取りまとめなどでも議論してきた新しいNHKの業務において、NHKがしっかり自主的に競争評価なども行っていき、そしてそれについて判断するという議決機関としての経営委員会の役割について、これまでどういう御議論があったのか、差し支えない範囲で教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、次期中期経営計画（案）にもお示しいただいている定期的な会議体という一つの新しいガバナンスの御提案があるわけですが、具体的に何をするのか、何のためにこういうことをやるのか、それ以外に何をするのかということはまだお示しいただいてない状況です。これについて、今後、年内にこのワーキンググループの会合が予定されていますけれども、説明をいただけるかどうかお伺いしたいと思います。

残り2点は同時配信の範囲に関連してでございます。質問の3点目は山本主査代理と重なりますが、地域番組、地域放送を提供できない、提供することはいろいろ難しいと先ほどの御説明にもありました。実際にそのコストはどれぐらいかかると試算をされているのかということと、逆に、地域情報をラジオなどで配信することのニーズをどのように定量的に、定性的に把握されているのか。これは逆に言いますと、地域の情報発信をされる主体の方との競争評価の議論をする前提でもござ

いますので、その情報があるのか、あるいはお出しただけなのかということについてお伺いをしたいと思います。

4点目は、35ページ、今、大谷構成員から御指摘ありました衛星放送関係でございます。まず一つには相当の費用がかかるというお話がございましたけれども、具体的に相当な費用とはどれぐらいのオーダーを想定されているのかということです。それも一定の数字がないと、認める、認めない、あるいは当面というのはいつ解消するのかという話になりにくいと思います。また、満足度の低下についても、どれだけ満足度が低下すると見込まれているのか、これまでのデータから何か一定のエビデンスをお持ちなのか、何となくこうじゃないかという感覚でおっしゃっているのか、数字を取ろうとしたら出せるのか、教えていただければと思います。

【NHK根本理事】

大谷構成員御指摘の部分でありますけれども、様々な問題を考えながら、今、検討しておりますので、「当面の間」について、今、この時期という目途があるわけではございません。ただ、権利関係の問題を含めて、かなり交渉もあると思いますし、様々な調整も必要になりますので、今の段階で時期がいつまでかということをはなやかに申し上げることができないのが実態でございます。

それから、国際戦略調査につきましては、内部検討資料の一部として持っておりお出ししていないというのが基本であります。リーチ率など日本の理解度を含めた数字は四半期業務報告の中に記載をしている部分がございますので、御参考にいただければと思います。これはホームページで公表しております。

あと、伝えるべき情報は、やはり放送で我々が出している情報が伝えるべき情報と考えておりますので、それに基づいて配信も考えていく必要があるというふうに思っております。

【NHK大草経営委員（常勤）・監査委員】

まず、宍戸構成員からの御質問の1番目と2番目について、私のほうから御回答申し上げます。

回答の都合上、2番目から先にお答えいたします。御質問の趣旨は、定期的な会議体のイメージということかと思いますが、一つは執行部からの情報提供の質と量の一層の改善ということを掲げておりますので、ざっくり言えば、その状況を確認する会議体ということでございます。具体的な内容につきましてはこれから検討することになりますが、一例を挙げさせていただければ、内部統制の運用状況の確認、経営委員の課題意識に基づく内容の議論、情報提供の状況の確認等が候補になるのではないかと考えております。

したがって、1番目の質問についても、これに関連してお答えいたしますと、必ずしも受動

的なものばかりではなく、今、ご説明しましたように、経営委員の課題意識に基づく内容の議論、これはむしろ、経営委員会の能動的な行為を前提としておりますので、双方向の議論、建設的な議論をこの会議体で進めていきたいと考えております。

【三友主査】

それでは、宍戸構成員の3番目と4番目につきましてもお願いいたします。

【NHK根本理事】

まず、ラジオの地域放送の部分でありますけれども、コストにつきましては試算をしている最中でございます。

一方、BSにつきましては、試算は具体的にはないのですが、2023年度の予算で常時同時配信業務の予算については、人件費、減価償却費等を含めてトータルで65億円程度を計上している状況でございます。これは地上波の常時同時配信の費用でございます。

それから、BSの再編ですについては、再編にあたって視聴者を対象に調査を行った結果、今の編成を維持してほしいという声が多かったということ踏まえて編成しているということでございます。

【三友主査】

最後の答えで、宍戸構成員の4番目の質問にもお答えいただいたということでよろしいでしょうか、確認ですけれども、それがお答えということでしょうか。

【NHK根本理事】

残してほしいという声がありました番組をしっかりと残していくという形で編成を組んでいるということでございます。

【三友主査】

それが満足度の低下というところの御回答というふうに考えてよろしいですか。

【NHK根本理事】

満足度の低下への直接的な回答になってない部分はあると思うのですが、今の編成のまま残して

ほしいという声が、イコール新しい編成への満足度というふうに考えております。

【三友主査】

分かりました。

それでは、以上のような御回答でしたけれども、大谷構成員、宍戸構成員、それぞれいかがでしょうか、確認をさせていただきます。

【大谷構成員】

急な御質問をしたので、なかなか答えづらいところもあったと思いますけれども、国際戦略評価につきましては既に公表されている内容というのを改めて確認する機会をいただいて、またその内容について疑問点がありましたら、別途教えていただければと思っております。

また、衛星放送について、いつできそうかということはなかなかお話ししづらいというのは理解できる場所ですが、実現に向けての課題というのを少し洗い出していただいて、権利処理の問題にも限られないと思いますので、それをどのように解決していくのか、その道筋というのを少しこれから考えていく必要があるのではないかと思っております。また、衛星放送も含めて放送されている内容は伝えるべき情報に恐らく入ると私は感じておりますので、また、その伝えるべき情報の内容などについてコンセンサスを得る場というのを設けていただけることを期待しております。

それから、たくさん質問がある中で、それはどのように届いているかといったことの計測方法についての御説明はなかったのですが、恐らく放送波でということだと思っておりますが、それだと少し前進がないと思っております、それも含めて、改めて今後の議論の中で確認させていただければと思っております。それにしても、御説明いただきまして理解が深まった面もたくさんありました。

【三友主査】

また不足している面につきましては、後日、NHKから御説明をいただければというふうに思っております。

宍戸構成員、いかがでしょうか。

【宍戸構成員】

お時間もありますので、今日のところは結構です。

【林構成員】

質問が2点ございます。

先ほどの御説明でも費用対効果という言葉がキーワードとして随所に出てまいりましたけれども、その前提としてのネット配信にかかる費用そのもの、あるいは配賦の考え方、言い換えればネット配信に関する会計上の透明性確保に関する基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

もしラジオや衛星、国際も含めて、それから地上波も含めて、全体が本来業務化されるという場合、その業務内容や実施方法は将来にわたって、現状よりもはるかに複雑になるということが想定されます。ネット配信に係る費用、特に共通経費をどう適正、明確に按分するかということが課題になるのかなと思います。つまり、インターネット配信業務に関する費用が増加して、その内容や実施方法が今以上に複雑化するということが不可避だとしますと、NHKにおいてネット配信業務に要する費用の範囲や支出の根拠を明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法を適切かつ明確に定めるなどして区分経理を厳格に実施していただくということが必要でありますし、その経理の方法とか結果に関する情報を適切に公開していただくことによって、会計上の透明性の確保を図り、そうした取組を通じてNHKの事業全体の運営を支える受信契約者に対する説明責任、これをより一層果たしていただくこと、そして受信料の使途、それから費用支出の根拠の適正性、あるいは明確性に関する受信契約者の的確な理解の増進を図るということが、これは単に費用の話をしているのではなく、ガバナンスの観点からも私は必要だと思っております。

そこで、細かな費用の積算の話はここではするつもりはありませんので、会計上の透明性の確保に関する基本的な考え方を伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目は、そもそも現状においても、NHKはインターネット活用業務に係る費用配賦比率の数値は公表していらっしゃるのでしょうか。ネット配信されるのであれば、なおさら費用配賦比率の数値を公表するという方向で私は検討すべきと思っております。この点についても、事実の確認をさせていただきたいと思います。

【長田構成員】

一つ質問は、資料12ページのところ、ガバナンスの前の話になると思うんですけども、再発防止に向けたいろいろな実施状況が書いてありまして、拝見して思ったのですが、こういう問題を起こした様々な企業の立ち直りを見させていただいてきた経験から言うと、講義や研修、役員と職員との対話ということが書いてありますが、それらをやればそれでオーケーというものではなくないと思っております。何が起こったのか、そして何をどうするか考えていかなければいけないのかということは、その立場にいらっしゃる方々がそれぞれ横のつながりでまたいろいろな話合いとかをして積み上げていかないと、こうしなければいけないということを伝えるだけではなかなか腹落ち

ないまま、また別の課題が起きるといような企業もあったと思います。もう少し丁寧な再発防止策の実施と成果をきちんと評価していただくとすることに御努力いただきたいと思いました。実施をされたばかりではありますが、どのように行われていたのかというのを教えていただきたいです。

もう一つは、衛星放送とラジオのところで、様々な課題がありますということは分かりました。お金もかかりますとか、いろいろ分かりましたけれども、それでも、やはり絶対に私はきちんとネットでも流していただきたいと思いますと思っています。特にラジオ、地方局のところは、やはり地方の皆さんは自分のところの実際のニュースを聞きたいからこそ、普段からラジオを聞いていらっしゃると思うので、それがネットでも聞けるというのは、やはり大切だと思います。いろんな課題があるということは分かりましたけれども、できないわけではないということもまた分かりましたので、具体的な解決策を、ぜひ、より熱心に考えていただきたいと思います。また、衛星も非常に費用がかかるということも分かりましたけれども、できるところからだけでも始めていただきたいと思います。

【NHK根本理事】

まず、林構成員から質問いただきました配賦基準につきましては、全部ホームページで公表しております。現在も有識者の皆様の検証をいただきながら公表しておりますし、仮に必須業務になったとしても、そこはしっかり対応してまいります。御指摘のように、区分経理等についても透明性を確保できるような形でしっかりと行う覚悟でございます。

それから、長田構成員からございましたけれども、再発防止につきましては全くおっしゃるとおりで、何かを1回やればよいというふうには全く考えてございません。意思決定の仕組み、教育、組織風土といった多面的な観点からしっかり検討して、息長くしっかり取り組んで根づいていくように対応したいというふうに考えております。

【三友主査】

今のお答えでよろしいでしょうか。林構成員、いかがでしょうか。

【林構成員】

2点目の質問の回答はいかがでしょうか。すなわち、配賦比率の数値は出ているのでしょうか。

【NHK根本理事】

はい、ホームページで公表しております。

【林構成員】

分かりました。

【三友主査】

長田構成員はいかがでしょうか。

【長田構成員】

きちんと丁寧に進めていただきたいと思います。

【瀧構成員】

私から質問1点とコメント2点ございます。

NHKへの質問として、ガバナンスについて、今回、経営委員会のコメントの中で、全ての稟議を見るという表現が何度かあり、漏れなくというところを強調されているのかなと、外から見るとしては思いました。実際に稟議の本数が年間どれくらいあるのかは気になっているところでして、これも釈迦に説法かもしれないですが、通常、株式会社ですと、最近はスリーラインモデルと呼びながら、現場と中の機関と内部監査チームがそれぞれ別個の動きをしてディフェンスをするという方法を取っております。ただ、そのときに何のリスクを見るかについては必ず軽重を見るわけでして、全てリスクが重いというのは実はあまり説明になっていないと言われております。今後、経費を削らなくてはならないという観点の中でやらなければいけない以上、必ずリスクの軽重を見ながら、全てと言いつつも、その中には軽重が出てくると思いますので、いきなり本数を出すことは難しいかもしれないので今後で結構なんですけれども、実際にそれが業務負荷として、例えば会長レベルでどれくらいとか、経営委員会に対してどれくらいの本数が実際に審議といたしますか、査閲の対象になるのかということをお聞きしたいと思います。通常の会社の取締役会でも、軽いものであれば、事前の資料確認の下、一括で審議することもあれば、決議事項として話をしなければならぬものも出てくると思いますし、全てが重いという回答が実はあまりよい形ではないというのが通常の間がやることだと思いますので、そこについては、もし現時点で御意見あればいただきたいですし、なければ数字の議論だけでも今後いただければというのが私からの質問でございます。

続いてコメント2点でございます。

1つはラジオについてで、動画の議論とラジオは異なる観点があると思っております、ラジオと

いうのは音声だけの情報ですので、例えば数値に関するものとか、トレンドを示したいとか、あるいはグラフィカルに何かを伝えたいという場合には、インターネットとラジオの間でのマルチメディア的な補完性がネット側にもっと役割があるものだと思っています。そのため、これはテレビの議論以上に、実は理解を増進するための情報がより積極的に範囲を取らなければならないのではないかと、これはテレビ側でお話があったのですけれども、私はラジオ側とはテキスト情報の領域を広く考えなければならないのではないかと、一ラジオを聞く人間としても思うところでございます。

加えて、ラジオで放送—について、若干、マニアックな話ですが、子ども科学電話相談という、ネット上では実は非常に人気がある番組がございます。放送されるたびに、X、元ツイッターで、子ども科学電話相談で出る内容で盛り上がっていて、Xのまとめサイトで取り上げられるという動きが結構あったりします。また、ラジオ文化はテレビと違い、はがき職人ではないですけど、テレビよりはすごく視聴者と聞く側の間のインタラクティブ性が高いものだとも思うんですね。この辺りの文化を認識した上でのネット活用ということがあるべきではないかと思えますし、この辺の規範や模範に相当するものが関わるところでもありますので、ラジオにおいては積極的なインターネットの活用をより考える余地があるのではないかというコメントが1点目でございます。

衛星放送については特に意見はありません。国際放送についてお伝えしたいことがありまして、今、資料39ページで頂戴している視聴可能なゾーンというのは情報としては足りないという認識を持っております。今回、構成員限りの資料にあったような、どれぐらいに本当にリーチしているのか、認知されているのかということをおある程度、これは結構厳しい数字が出るのだと正直思っています、それでいいんだと思っています。定量的には厳しいけれども、定性的にはここが持っているポテンシャルがあるのだという領域として話を進めていくという流れが必要なのではないかと思えますし、それこそ、コンテンツが少なめなんだろうとは思いますが、国内放送のNHKで放映されているコンテンツを機械翻訳するなどして、インターネット上で配信することも考えていいのではないかと思っている次第でございます。

やはり、お金の使い方にメリハリをつける必要がありますけれども、私たちも例えばBBCのジャーニーに関するドキュメンタリーをユーチューブ上で知ったりした訳でして、これと国際放送、あまり平仄が合う議論ではないんですけれども、やはり日本から出ていく情報を世界の中で参照点として一つ作るという形があると思っていますので、そういうところについては、正直、あまり見られてないのであれば、これは伸び代しかないと思えるべきだと思いますし、例えばBBCはT i k T o kのチャンネルも持っているわけなんですよ。様々にそういうことを誘導する場所として積極的に捉える必要があり、やはり数字の情報はより入れる必要があると思っていますというところ

が2つ目のコメントです。

【落合構成員】

私も、2点御質問と、2つコメントがございます。

まず、1点目がガバナンスの問題です。先ほどの瀧構成員からのお話は、リスクベースで経営資源を集中していくという点についてのお話だったとっております。従来の日本的な考え方だと、全部チェックするという言い方は、きちんと対応しているという雰囲気醸し出すという効果はあると思います。ただ、実際はそれによって、経営資源を本来業務と別な方向に振ってしまうことになるかと思えます。本来的にはもう少しリスクベースアプローチの考え方で、適切に実施していく方法が、問題点を改善しながら、本来あるべき業務に集中していただく点が良いかと思えます。その意味では、やや形式的に過ぎるガバナンスになっている部分もあると感じましたので、改めてどのような形で実質化できるかをお考えいただければと思いました。

一方で、このガバナンスの問題も踏まえて、NHKとしても改善されている中で、この事案があったことも踏まえ、前回の第2次の取りまとめでも、やはり外からの競争評価の目もあった方がいいという話になっていたと思えます。これは制度・枠組みとしても、NHKに適切に見直してもらうことが必要であり、外からもしっかり見ていこうということとっております。

質問としては、先ほどNHKで経営委員会と監査委員会の部分を代読していただきましたが、大草監査委員も御参加いただいていたので、御説明されている部分もありましたので、特に監査委員の視点から、取りまとめに当たってどのような点を考慮されたか、どのような形で先ほど代読いただいた結論になったのか、広い意味で経営陣として関わっている方だと思えますので、どういう御所感をお持ちかということをお伺いできればと思いました。

第2点目としましては、これも御質問ですが、国際放送に関する広告について私から質問させていただいた点について、JIBの状況を御説明いただきありがとうございました。いろいろな広告を広く募るというよりは、公的機関側から広告を出してもらっているということで、広告を実際に集めることにやや課題があるかと思えます。JIBの状況についてもお伺いしましたが、仮に国際放送について広告を取っていくとした時に、NHKとしてはどういう課題があるか、どういう部分が必要だと思われるかお伺いしたいとっております。

これに関連して、国際放送の分野でNHKと民放の連携という話を先般のタスクフォースで行っていたかと思えますが、次回以降、民放連からも、どのような部分で課題があるのでしょうか。恐らく無料で放送番組を流すというだけだと、民放にとっては難しい部分があるでしょうから、そこを一緒に広告できるようにすることはプラスになる部分もあるのではないかとと思えますが、一方で

課題もあるかと思しますので、民放連にもお伺いしたいと思いました。

なお、国際放送については、ローカライズが必ずしもNHKで進められていないと思ひますし、海外の各国においてきちんとプレゼンスを持って活動するようにしているかあると思ひます。実際、民放と連携して進めていくことになる場合には視聴してもらえるようにしていかなければならないと思ひます。そういう点は、より一層、努力していただければと思ひております。

簡単に2点コメントですが、ラジオ放送については、瀧構成員も先ほどラジオの特性についてお話しいただきましたが、私も従前からお話しさせていただいているように、もともと条件が違っており、受信料の有無等が違ふという点が大いと思ひますので、そういう点を踏まえて、ネットでの配信は改めて考えていくべきだと思ひました。

最後に、衛星放送の関係で、権利処理の点について御議論いただきました。BB代替の部分も、これはNHKだけに限らない部分もありますが、当時配信等の部分は規制改革会議でも議論して文化庁でも整理してきた中で、やはり著作権の関係での処理が難しいという声があるようにも思ひます。大事な点としては、やはり民放に放送をネットで配信していただくときに、新しい義務を課さないようにしていくことはもう大前提だと思ひますが、一方で著作権の処理については、規制改革推進会議でも、元々放送見なしにした方がいいのではという議論をしていたこともありました。より一層踏み込んで措置をしていき、どのような形で放送法や著作権法で工夫をする余地があるのか、実際に制度化をしていく場合には、NHKだけではなく民放側のBB代替など、その他も含めてですけど、民放に義務を課さないことを前提に、工夫の余地があるかどうかは考えていただくことが大事と思ひております。

【NHK大草経営委員（常勤）・監査委員】

まず、瀧委員からの稟議のチェックにおける軽重ということに関して申し上げますと、今回、稟議については全件を見るという形になっておりますが、監査委員としてのチェックの仕方というのは稟議だけではなくて、適宜、役職員から職務の執行に関する報告を求めるとか、理事会、役員会に出て、そのときの議論を聞くとか、いろいろとほかにも手段がございます。その中で、事案の重要性を私なりに判断して、深掘りするのか、そこまでの必要がないのか、その辺りは経営資源を有効に使っていこうと思ひております。

続いて、再発防止策がいろいろと執行のほうから代読されましたが、監査委員とのどういふ議論の末、こういうふうにとまとまっていったのかというように私は理解しました。実はこの問題が初めて経営委員会で議論されたときに、監査委員会での議論として次の点を私から披露しました。「根本原因は職務権限が曖昧であって、明確化されていなかったこと、手続の各段階で責任を持ってチェ

ックができていなかったこと、何よりも役員間のオープンな議論がなく、重大な意思決定が不透明な形でされているというガバナンスあるいは組織風土の問題、これが全ての根底にあるのではないか」という指摘を経営委員会の中でも私からいたしまして、そういった考え方に沿って、執行部のほうで先ほど説明があったような再発防止策ができていったかと思っております。経緯についてはそういったことだとお答えいたします。

【NHK根本理事】

年間の稟議の件数については、NHKで稟議を経て監査委員のチェックが入る本数は年間30本ぐらいというふうに想定しております。

【三友主査】

そのほかの点についてはいかがでしょうか。

【NHK根本理事】

落合構成員から質問ございました国際放送の広告の関係ですが、NHK本体として検討を行っていないので具体的なことは申し上げにくいのですが、JIBの実態を見ていますと、相当厳しいだろうということは現時点でも認識しております。いずれにしても、今、そういう検討を行っておりませんので、具体的にお答えしようがない状況でございます。

【三友主査】

瀧構成員、よろしいですか。

【瀧構成員】

特に追加質問はありませんが、これまでも行っていたことのようにも聞こえる部分がありますので、事前とこれから、プラクティスがどう変わるかはまた今後の機会に教えていただければと思います。

【三友主査】

それでは、落合構成員、いかがでしょうか。

【落合構成員】

特に国際放送の広告の部分は、いろいろな方に考えていただくことも大事だと思いますので、民放連にも問わせていただきましたが、NHKでも、それを行ったら本当にどうなるのかということをお説でもいいので考え始めていただくこと自体も重要ではないかと思いました。

また、監査委員から御説明いただいた点は、経緯などは承知いたしました。また、監査委員としてどう考えられているのか、そこだけ補足いただけないかと思います。

【NHK大草経営委員（常勤）・監査委員】

今の御質問は再発防止策についてどう考えているかということによろしいですか。

【落合構成員】

はい。それでお願いします。

【NHK大草経営委員（常勤）・監査委員】

今回の再発防止策は、執行部のほうが一方的につくったわけではなくて、執行部と経営委員会・監査委員会の十分な議論の中で絞り込まれてきた、練られた案でございます。その中で、最後の項目に、経営委員会・監査委員会に関する記述もございますので、我々としては申し上げたことがちゃんと取り込まれているというふうに感じております。あとはこれをしっかり実行していくということに尽きると思っております。

【宍戸構成員】

コメントとして申し上げますが、監督については非常に充実した体制をお組みになっていると思っておりますけれども、繰り返しになりますが、釈迦に説法でございますが、経営委員会は協会の最高意思決定機関でございます。計画、予算、規程などを通じて決めなければいけないことを決められる、決定の責任は非常に重いものをおられる、大変な御負担だろうと思えます。このワーキンググループで議論をしているのは、今後新たな業務をNHKが厳しい経営環境の中でおやりになるときに、国際放送、衛星放送、いろいろそうですけれども、コストをかけてもやるのかやらないのか、違うところを削ってやるのか、さらに二元体制の確保という、この場で執行部がお示しになった大きな方針であったり、NHKの公共的役割であったり、さらに競争評価の観点をおNHKとして御判断いただいた上で、それをどうするか、さらに外側からガバナンスをかけるという意味で、経営委員会がNHKのガバナンスにおいて、今後より積極的な役割をお果たしいただく必要があるという議論をしているつもりです。したがって、会議体とかを通じて御質問いただくと

いうのも、まさにそのような観点から聞かなければいけないことを聞いていただく必要があると思いますし、また、競争評価についても、あるいは法令遵守につきましても、専門の外部的な知見を活用するなど、そういう意味での能動的、積極的なお仕事を期待しているわけでございます。そこがどういうお考えなのかがはっきり分らないと、この後、いわゆる理解増進情報廃止後のNHKの競争評価を外からどう行うかということについて、NHKの中はどうなっているのかが分らなければ、外が組み立てられませんので、この点につきましては、今年中にまたワーキンググループでもう一度、御検討の内容を御説明いただきたいと私は希望しております。

【三友主査】

より透明にということだというふうに思いました。ありがとうございます。

【日本新聞協会メディア開発委員会（梅谷常任委員会委員）】

1点だけ質問させてください。

今日の御説明で費用対効果という言葉が何度も出てきました。これまでの地上波の議論でも、やるべきことに純化する、筋肉質にしていくといった趣旨のNHK自身の説明もあったと思います。今日の国際放送に関する説明では、「大事なのは『伝えるべき情報が届いているか』」との考え方も示されました。したがって、費用対効果のベースとなる考え方は、単純にコストのことだけではなく、やるべきことに集中する、純化するというものであり、地上波だけではなく、ラジオ、衛星放送、国際放送全般に対してもそういう考え方がベースとしてあるのかどうか教えてください。これから競争評価を考えていくために、公共的価値とはどのようなものかを考えることは非常に重要だと思いますので、その1点だけ確認させていただけますでしょうか。

【NHK根本理事】

大変厳しい経営環境になっております中で、公共的な役割を果たすこと、行うべきことをしっかり行うということが我々の業務の基本だと思っておりますので、その点はしっかり対応したいと思っております。よろしく申し上げます。

【三友主査】

それでは、最後になりますけれども、御欠席の山本主査代理及び曾我部構成員からも御意見を御預かりしておりますので、事務局から代読をお願いいたします。

【後白放送政策課企画官】

山本主査代理からの御意見でございます。

(以下代読)

第1に、21ページに記載されている地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも同様の公共的な役割を果たしてまいりたいという基本的な考え方に賛同します。また、同じ箇所に記載されている地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送それぞれに固有の事情があることも理解します。ラジオと国際放送は必須業務化し、衛星放送は権利処理等のコストの面から、必須業務化は当面の間は見送るという考え方と理解しました。

第2に、今回の資料に直接記載されていませんが、国際放送の要請放送については、国の予算で実施されるものであり、世界的に視聴スタイルの変化が進む中、より効果的に実施するために、インターネット配信を要請の対象に加えることを検討すべきかと思えます。

続きまして、曾我部構成員からの御意見です。3点ございます。

(以下代読)

1点目、ラジオについては、既に主要局の放送番組の同時配信や聴き逃し配信を実施していて実績があり、また、受信対象に対し、受信契約の対象外であることによる費用面での制約もあることから、現状のまま必須業務化することが基本となるのではないかと。他方、ウェブサイトやアプリでの展開にどのような枠づけをするかは、テレビ放送とは異なる事情もあるので、別途考える必要があるように思われる。競争評価についても、教育産業との関係を考慮する必要の有無などの独自の検討を要するかもしれない。

2点目、現状のままでは著作権上の問題があるとの説明で、それは理解できるが、一定期間後のイメージを描く必要がある。例えば、プロスポーツでは権利取得が費用との関係では困難だが、ドキュメンタリーなどではさほど高額にならないといったことがあるのか、実態を踏まえつつ、移行期間を設けることにより対応できるかどうかを検討すべきではないか。資料36ページにも、当面の間は、同時・見逃し配信の実施は見送りたいとあるが、当面の間にどのように取組を進めるのか、ロードマップを明確にする必要があるのではないかと。

3点目、国際放送について。国際については、放送と配信の制度的な区別をせず、包括して必須業務とする制度化ができないだろうか。海外では既に放送と配信の相対化が進んでいるので、NHKにおいて国際放送の目的を達成するために最適な放送、配信方法を選択し、総体として広く視聴される状況をつくり出すことを重視すべきではないか。

(4) 閉会

事務局から、伝達事項の連絡があった。

(5) 追加意見

会合終了後、時間制限により述べるができなかったとして、内山構成員から以下のとおり意見があった。

【内山構成員】

法改正に向けて、様々な配信業務を「必須業務に入れる」ことに疑義はないし、10年後、さらに2040年頃に向けて、放送業界全体としても避けられない事業ドメイン拡張であることは、改めて強調したい。

一方、超長期の政府政策と企業戦略において、現在の電波リニアから配信へのシフト戦略において、極めて注意深く進めないと、電波リニアと配信の両方を棄損する危険がある。早すぎれば必要以上に電波リニアのリーチを棄損するし、遅すぎれば外資にいろいろ持っていかれたり、将来の配信事業でのリーチやシェアを失い、わが国として基幹的な民族系マスメディアを失うリスクがある。絶妙なシフト・タイミングが必要なはずである。くれぐれも経営戦略マネジメントとして、総花的な状態に陥らないように。

したがって、(法制度ということではなくて) 実務として、地上波、衛星、ラジオ、等、個々の電波リニア媒体ごとに、どのタイミングで配信実施するかは、ある程度、NHKに裁量の余地を持たせるべきではないか。

一方、中期計画レベル(3年)ではなく、(既にビジョンは何度か示されてきたが) もう少し長いロードマップ的なものをNHKが提示されることを望む。今のNHK執行部の権限範疇・責任期間を超えるかもしれないし、実際、予定通りにはならないであろうが、(しかしBBC会長がときおり出すように)、社会はもっと大きな画を求めているのではないだろうか。

(以上)